

資 料	水 - 4
作 成	水 道 局 給 水 部
提 出	平 成 24 年 7 月 10 日

## 第 2 次一括法の施行に伴う条例の 制定について（地方分権改革）

札 幌 市 水 道 局

# 第2次一括法\*の施行に伴う 条例の制定について (地方分権改革)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の  
推進を図るための関係法律の整備に関する法律

平成24年7月10日  
札幌市水道局

## 第2次一括法の概要

**公 布** 平成23年8月30日に公布

### 改正内容

基礎自治体への権限移譲 (都道府県の権限の市町村への移譲)  
(47法律)

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大  
(160法律)

### 施行期日

直ちに施行できるもの	平成23年8月30日(公布の日)
政省令等の整備が必要なもの	平成23年11月30日
地方自治体の条例や体制整備が必要なもの	平成24年4月1日
	<b>水道法は経過措置が適用 平成25年4月1日</b>

# 水道法の改正

## 水道法の一部改正

**布設工事監督者の配置基準** [水道法第12条第1項]

**布設工事監督者の資格基準** [水道法第12条第2項]

**水道技術管理者の資格基準** [水道法第19条第3項]

水道技術管理者は、政令で定める資格

(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有するものでなければならない。

地域の実態を踏まえた地方独自の基準を  
条例で定めることができる

いずれの基準についても、本市においては現行基準を緩和、  
その他の基準を追加すべき特別な事情がないので  
**現行法令のとおりとする**

# 新規条例の内容

## 内容

### 布設工事監督者の配置基準

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

### 布設工事監督者の資格基準

- (1) 大学(衛生工学、水道工学)卒、土木科修了、水道実務経験2年以上
- (2) 大学(衛生工学、水道工学以外)卒、土木科修了、水道実務経験3年以上
- (3) 短大(高専)卒、土木科修了、水道実務経験5年以上
- (4) 高校(中学)卒、土木科修了、水道実務経験7年以上
- (5) 上記以外、水道工事の実務経験10年以上
- (6) 大学院卒、(1)、(2)の実務経験1/2以上
- (7) 技術士(上下水道部門、(上水及び工水又は水道環境)、水道実務経験1年以上  
1日最大給水量1,000m<sup>3</sup>以下の専用水道は実務経験1/2

## 新規条例の内容

### 内容

#### 水道技術管理者の資格基準

- (1) 簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 大学(土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学)卒、4年以上
- (3) 短大(高専)(土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学)卒、6年以上
- (4) 高校(中学)(土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学)卒、8年以上
- (5) 水道実務経験10年以上
- (6) (1)~(4)において、工学・理学・農学・医学・薬学以外卒は各1年加算
- (7) 厚生労働大臣登録者の水道管理講習の課程を修了  
1日最大給水量1,000m<sup>3</sup>以下の専用水道は実務経験1/2

いずれの基準も現行法令のとおり

## 条例制定までのスケジュール

ホームページの開設 (6月下旬~7月下旬)

- ・全市的な対応として、  
「第1次・第2次一括法関連情報ホームページ」を開設



平成24年第3回定例会市議会(9月下旬予定)



平成25年4月1日までに条例の制定・施行

おわり